

第四回

大津町農業委員会

令和五年十月十日

第4回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月10日（火） 13:30から14:30

2. 場 所 大津町役場 3階 302AB

3. 出席農業委員（12人）

1 番 古庄 廣継	2 番 東 一夫	3 番 西村 千香
4 番 藤本 勝昭	5 番 宮崎 京子	6 番 宮崎 恵美
7 番 府内 公生	8 番 岩本 勝	9 番 今村 太
10 番 大村 礼美	11 番 荒木 博文	12 番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員（5人）

5 番 大田黒 淳次	6 番 吉山 一豊	11 番 和田 勇一郎
12 番 野村 哲也	13 番 池田 直美	17 番 本田 喜代治

4. 欠席農業委員（0人）

欠席推進委員（1人） 8 番 荒木 幸一

5. 議事日程

日程第 1 開 会

日程第 2 議事録署名委員の指名 7 番 府内 公生 委員
8 番 岩本 勝 委員

日程第 3 会期の決定について 令和5年10月10日（火）1日に決定

日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

日程第 7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

日程第 8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について

日程第 9 議案第6号 非農地証明願の決定について

日程第10 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅田 博隆 事務局次長 田上 克也

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和５年１０月１０日 第４回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「こんにちは」。着席をお願いします。只今から令和５年１０月、第４回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第１、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第２、議事録署名委員の指名です。

７番 府内 公生 委員と、８番 岩本 勝 委員をお願いします。

日程第３、会期の決定についてです。お諮りします。１０月の第４回定例総会は、本日１日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

１０月の第４回定例総会は本日１日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第４、議案第１号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第１号、農地法第３条に係る申請についてご説明いたします。

議案書は１Ｐとなります。今回４件の申請がなされております。

３条の１、調査書は１Ｐをお願いいたします。別添申請地見取図は１～２Ｐを

お願いいたします。

農地法３条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和５年４月１日に農地法が改正され、調査書１の第２項第５号が削除されています。いわゆる農地取得には５０ａの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第２項第１号から第６号により判断することになります。

申請地は大字平川地内にある農地１筆です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。調査書の次にページに「財産の贈与状」と「公証人の証明書」の写しと翻訳を添付しております。

栗の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり１号から６号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので、府内農業委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

申請の内容は、仮宿集落から東へ約３５０ｍの畑１筆、１，２６８㎡について贈与による所有権の移転を行うものです。

譲渡人はアメリカ合衆国ハワイ州在住です。町内に所有する財産は申請地１筆となっており、高齢化のため管理ができないことから親族である譲受人に贈与するものです。

譲受人は栗の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は池田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にございません。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、

ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局

3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3～4Pをお願いいたします。

申請地は大字瀬田地内にある農地です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

お茶の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、瀬田地区ですので、東農業委員から説明をお願いします。

東 委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字瀬田地内の農地です。

申請の内容は、町道石坂線から西へ約350mの瀬田集落北側に位置する、山林に囲まれた畑1筆、2,633㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は町内在住で、瀬田地区でお茶の栽培と加工販売を営んでいます。申請地の隣接は譲受人が所有するお茶畑があることから、売買の話がまとまり今回の申請となりました。農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われれます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長

担当農業委員の説明が終わりました。

瀬田地区担当は大田黒推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見

譲受人は大規模にお茶の栽培を行われており、譲渡人は農地を売りたい意

向のため、妥当な売買だと思います。

会 長

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局

3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5～6Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内にある農地です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

露地野菜の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私の方から説明します。

津田委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

申請の内容は、杉水公園から東へ約250mの農免道に接する畑1筆、1,125㎡について贈与による所有権の移転を行うものです。

申請人は杉水在住の同一世帯の親子で兼業農家です。露地野菜を栽培していますが、母の高齢化に伴い贈与により営農を継続するものです。農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長

担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に意見はございません。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の4、調査書は4P、申請地見取図は7～8Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内にある農地です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

飼料作物の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私の方から説明します。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

申請の内容は、杉上集落の東に位置する畑2筆、1, 867㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は杉水在住で畜産業を営んでおり、飼料作物を栽培予定です。

譲渡人は農地を平成30年に相続しましたが、町外在住のため管理ができな
いことから売買の話がまとまり今回の申請となりました。

農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に意見はございません。この土地は耕作放棄地になりかけていましたが今回の売買でこれが解消されます。推進委員としても地元の方が購入されたので安心してるところです。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の4、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回4件の申請がなされております。

5条の1 意見書は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字森地内の農地です。

1の転用目的は宅地への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域、第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、森区ですので、藤本農業委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字森地内で、国道57号の天津町運動公園入口から30m入った農地です。

申請の内容ですが、申請地は、国道５７号からのアクセスが良く、利便性が良い地域で、工場及び事務用地として計画し、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
森地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 今回は一部転用ということで、農地として残る面積が広がっています。現地調査において、残りの農地を荒らさないように管理すると説明を受けています。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

５条の１、宅地への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、５条の２について事務局の説明を求めます。

事務局 ５条の２ 意見書は６Ｐ、申請地見取図は１１Ｐ～１２Ｐをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

１の転用目的は貸資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域内にある準工業地域、第２種低層住居専用地域となっていることから「第３種農地」に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄農業委員から説明をお願いします。

- 古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、町道三吉原北出口線の美咲野入口交差点からから北に約100m入った農地です。
申請の内容は、譲受人が関連会社の資材置場用地を、探していたしたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何が意見は預かっていますか。
- 事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。
- 会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。
- 5条の2、貸資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。
- 会 長 続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。
- 事務局 5条の3 意見書は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。
申請地は大字引水地内の農地です。
1の転用目的は貸駐車場への転用で所有権の移転です。
農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。
- 会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字引水地内で、国道５７号沿いで道の駅大津の向かい側に位置する農地です。

申請の内容は、譲受人は、周辺には住宅や共同住宅が多く建ち並んでおり、貸駐車場としての立地条件を満たしているため貸駐車場を計画し、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 別にありません。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

５条の３、貸駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、５条の４について事務局の説明を求めます。

事務局 ５条の４ 意見書は８Ｐ、申請地見取図は１５Ｐ～１６Ｐをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

１の転用目的は車両置場への転用で賃借権の設定です。

農地の区分は、概ね１０ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第１種農地」ですが、例外規定の「既存施設の拡張」（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないもの）に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので、府内農業委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字平川地内で、本田技研工業熊本製作所北側の流通関連事業所敷地に隣接する農地です。
申請の内容は、借人が取引先からの受注が増え、駐車スペースが不足しており、敷地の拡大を計画したところ、貸人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は野村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に問題はないと思います。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の4、車両置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第3号についてご説明いたします。
議案書は3～6Pとなります。
議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利

用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は10件です。1番から8番が再設定で、9番から10番が新規の申請となっております。

申出書面積の合計は84,238㎡です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第7、議案第4号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号についてご説明いたします。
議案書は7Pとなります。
議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集

積計画、一括方式の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第3号と同様です。

従来、農地中間管理事業を活用して権利設定する場合は、機構が農地の出し手から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地を借り入れ、その後、受け手に中間管理法に基づく配分計画により転貸を行っていましたが、令和元年11月の法改正により、出し手から機構へ、機構から受け手へという2つの権利設定を1つの集積計画に記載し、3者が同時に申請できる「一括方式」という仕組みが創設されました。

これにより、先程述べました従来の方法よりも大幅に期間短縮・事務の簡素化を図ることができるようになりました。

申出書面積の合計は19,051㎡です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の一括方式についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画一括方式について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の一括方式につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

議案書は8P～10Pとなります。

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第3号と同様です。

大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は7件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、53,972㎡、対価の合計は38,067,049円です。

番号1～2につきましては、譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

番号3～7は、5月と6月の総会で審議した、公社が買い入れた農地を担い手経営体へ売り渡すものです。公社手数料を含んだ10aあたりの売り渡し単価は、番号3が461,250円、番号4が1,025,000円、番号5が461,250円、番号6が1,025,000円で、番号7が1,036,323円です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第9、議案第6号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第6号についてご説明いたします。

議案書の11Pとなります。申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

議案第6号、非農地申請についてご説明申し上げます。今回1件の非農地証明願が申請されております。

非農地とは、土地登記簿上の地目が農地で、その現況が農地以外の地目となっているものであり、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができる土地です。

この非農地証明は、法的根拠があるものではなく、農地法の適正な運用を図るために各市町村の農業委員会が行政サービスの一環として行っているもので、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準に基づき、総会の議決により判断することとされており、3つの基準が示されています。

1つ目は、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地

2つ目は、所有者・耕作者の責任に帰さない災害その他特別の事由により非農地となり、復旧が著しく困難と認められる土地

3つ目は、荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地

以上を踏まえまして、申請1番についてご説明いたします。

申請人・対象農地につきましては議案書に記載のとおりです。申請地は山林化していることから証明願いが提出されました。

申請地は、昭和16年に売買で所有権が移転し、その後、平成7年に現所有者へ相続がなされていることを登記簿で確認しています。

申請地は46㎡と狭小で、周囲は山林に囲まれており、周囲の植樹状況から、以前から山林化し今日に至っていることを現地調査で確認しています。

また、今後の土地改良事業等の計画も現時点ではありません。

以上のことから、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準の3つ目である「荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地」に該当し、先日の現地調査において委員間でも非農地であると判断されたことから、申請地を非農地であると証明するものです。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。

それでは審議に入ります。

非農地申請についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・ご質問なし）

それでは、非農地申請について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第 6 号、非農地証明願につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第 10、その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 ・ 11月の現地調査及び小委員会予定について
 (案はR 5. 11/2(木) (3日が祝日のため) 午前9時00分～)
 ・ 11月の定例総会予定について
 (案はR 5. 11/10(金) 午前9時30分～
)

上記案に決定

会 長 他にございませんか。何もないければ、本日、農業委員会に付託してありました
議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者
にお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和5年10月の第4回農業委員会定例総会を終了いた
します。大変お疲れ様でした。

令和5年10月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 忠夫

議事録署名委員 府内 公生

議事録署名委員 岩本 勝